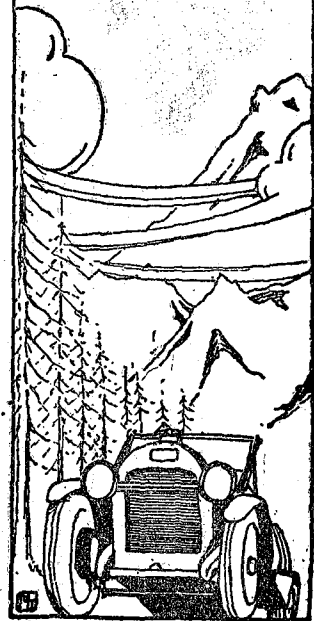


# 時論



## ◇乗合自動車營業濫許呪咀の嘆聲

一 記 者

全國の鐵道業者と軌道經營者とを以て組織して居る社團法人鐵道同志會は、去る二月二十四、五の兩日帝國鐵道協會に於て定時會員總會を開いた、今回の總會に於て最も重要な議題の一として論議されたのは、乗合自動車營業濫許問題であつた、近時鐵道又は軌道の路線に並行又は密接して乗合自動車營業の許可さるゝもの多く、爲に鐵道軌道の經營を脅かさるゝことが甚しい、此の如きは社會政策上輕視する能はざる所なるのみならず、國家が補助を與へて鐵道の發達を助長して居る方針と矛盾して不都合であるから、之が許可を與ふる場合には、既成鐵道又は軌道經營者の意見を徴し、該鐵道軌道會社が兼營するの希望を有するときは、他の出願者に優先して許可し、若し然らずして他人に許可する場合は、運賃其の他に付き適當の條件を附し、鐵道軌道を脅威することなき様内務大臣に陳情すると言ふ案件であつた。聞く所によれば提案者は地方の實情を述べ、縣會議員等が殊更に軌道又は鐵道に並行して乗合自動車營業の許可を出願

するときは、地方の警察官署は其の事業の效果若は其の事業の爲に他の事業に波及する所の影響をも考慮せず盲目的に許可して仕舞ふ状況である、時に會々鐵道軌道等に影響あるものと認むる場合には申譯的に自動車の使用數量を制限して許可するが、營業者は一旦許可を得た以上は使用數量の條件等は少しも遵守して居ないし、警察官署も亦一向に其の條件の履行を強要しない状態であるとして地方警察の盲目的不徹底なやり方を痛論して氣勢を擧げ、その結果遂に陳情の決議案を滿場一致で可決した。其の決議の全文は左の如くである。

鐵道軌道線路ニ竝行又ハ密接セル自動車營業ニ關スル件ニ付情願

近來地方ニ於テ鐵道軌道線路ニ竝行又ハ密接シテ自動車營業ヲ爲ス者續出シ爲ニ鐵道軌道業者ニ壓迫ヲ與フルコト少カラス右ハ時運ノ進歩ニ伴ヒ自動車ノ發達スルハ當然ノ事ナルヘシト雖モ鐵道軌道ハ巨額ノ資本ヲ投下シ數年ヲ經テ始テ若干ノ收益ヲ得ルモノニシテ多大ナル努力ヲ拂ヒタル結果ニ外ナラス而シテ鐵道軌道ハ一旦敷設ヲ終ヘタル以上ハ長ク其地方ト盛衰ノ運命ヲ與ニスルモノナルモ自動車ハ僅少ノ資本ヲ以テ容易ニ業務ヲ開始シ一朝不利ナル場合ハ忽チ去テ他ニ移リ地方ノ利害ノ如キハ毫モ顧ミル所ニ非ス現ニ内務省ハ大正八年一月二十六日付警保、土木兩局長ノ名ヲ以テ地方長官ニ宛テ乘合自動車營業免許ニ關スル件ニ付依命通牒ヲ發シタリ其ノ中「出願ニ係ル自動車營業ノ免許方既特許ノ軌道又ハ既免許ノ無軌條式電車若クハ自動車營業ニ及ホス影響ヲ考查シ此等ノ起業カ兩立スト認ムル場合ニ於テ出願ヲ免許スルコト」軌道又ハ無軌條式電車ト自動車營業ノ許可出願トカ競合スル場合ニ於テハ特ニ永遠ニ互リ地方交通ノ狀況ヲ精査シ其許否ヲ決定スル事等ヲ舉ケ本營業免許ニ際シテハ道路ノ實體ニ關シ充分考慮ヲ加フルト同時ニ一般交通上ノ關係ニモ留意シ特ニ慎重ナル考慮ヲ盡スヘキ旨ヲ記載セリ當局趣意ノ在ル所明ニ之ヲ見ルヘシ然ルニ此ノ通牒ノ現存セルニモ拘ハラズ實際ニ於テハ既成鐵道軌道カ自動車ノ爲ニ壓迫ヲ受ケ經營上困難ヲ來スカ如キアルハ社會政策上輕視スヘカラサル事ト存候殊ニ地方鐵道ニハ必要ニ應ジ國家ハ補助ヲ與ヘテ其發達ヲ助長スルニ一方ニ自動車ヲ濫許シテ其利益ヲ殺クカ如キハ矛盾ノ處置ト謂フヘシ依テ爾後既成鐵道軌道ニ併行又ハ密接セル自動車ノ出願ニ對シテハ篤ト鐵道軌道ノ利害ヲ考察シ其必要アル場合ハ先以テ既設鐵道軌道ノ意見ヲ徵シ該鐵道軌道カ營業スルノ希望ヲ有スルトキハ他ノ出願ニ優先シテ許可シ若シ否ヲスシテ他ニ許可スル場合ハ運賃其他ニ於テ適當ノ條件ヲ付シ鐵道軌道ヲ脅威スルコトナキ様致シ度而テ既ニ許可ヲ與ヘタル自動車業者ニ對シテハ漸次機會ヲ待テ此方針ニ依リテ相當ノ整理ヲ施サレ即チ前記通牒ノ旨意ヲ十分ニ貫徹セラレ度候右情願仕候也

近時自動車の發達は頗る著しいものであるが、益々之が發達を助成して一般交通の利便に供することは、國家交通の

大策上よりして極めて必要なことと吾人は信するのである。近時内務當局も亦之を認めて各地方道路の改良を獎勵し、國庫又は府縣は之が爲に相當の補助金を支出してまでも自動車の利用に適すべき道路の改良を促進して居るようであるが、交通上寔に喜ぶべき現象であると思ふ。之が爲に自動車は鐵道又は軌道の競争者たる地位を占むるに至つても決して自動車の發達を控制すべき性質のものでないことを信じて疑はない、此點については余は不幸にして鐵道軌道を經營する諸君の抱持する所と所見を異にするのである。

併しながら余も亦鐵道又は軌道が國家的事業として國家の特許を受けて經營する事業である以上は、之と相對立して競争の地位を占むるが如き事業の許否に關しては相當の考慮を拂はなければならぬことは十分に認むるのである、故に内務省土木局長及警保局長が大正八年自動車取締令の制定と同時に各府縣知事に對して通牒を發し、自動車營業を免許するに當りては、既特許の軌道又は既免許の無軌條式電車若は自動車營業に及ぼす影響を考查し、是等の起業が兩立するものと認むる場合に於て其の出願を免許すべきことを指示したのは、誠に適當な措置であると言ふべきである。然るに地方の實際の話を聞くと必ずしも此通牒の趣旨が徹底して勵行されて居るとは言へない、従つて今回鐵道同志會から前述の如き陳情が出るようになったのであらうが、仄聞する所によれば内務當局に於ても亦之を遺憾とし最近又兩局長から再度の通牒が發せらるることと爲つて目下起案進行中であるといふことである。

以上の如く鐵道軌道業者が大いに脅威を感じ、内務當局が之に同情を持つといふことも無理からぬ次第である、けれども茲に一言せざるべからざることは、鐵道又は軌道の經營者が往々にして其の經營する事業が國家的事業であると言ふことからして、直ちに之を以て法律上の獨占事業であると解するのは全く誤つた考である、一體地方鐵道法又は軌道法に於ても何等事業の獨占權は之を與へては居ない、却つて地方鐵道法第十七條の如きは獨占否認の規定を設けて居るのである、唯だ是等の事業は國家的事業であるからして、事實上競争の事業を許さないと云ふに過ぎないのである、故に乗合自動車營業許可の爲に軌道又は鐵道の事業獨占權を侵害すると言ふ考は全然間違つて居ると言はなければならぬ、又實際論から考へて、若し鐵道軌道業者等が言ふが如く鐵道軌道が自動車營業の爲に壓迫せられつつ在りとせば、其の鐵道又は軌道に何等かの缺點が存するのではなからうか、固より自動車交通を以て交通上若は經濟上適當とする區間

に強ひて鐵道軌道を敷設したが爲に今日自動車交通が優勝の地位を占むるに至つたものもあるであらう、若し此の如き鐵道軌道がありとすれば鐵道軌道業者等は自分等の經營する鐵道軌道の開業當時に於て、昔の人力車や馬車を壓倒したことを回顧して優勝劣敗通者生存の大鐵則の適用は畢竟免るべからざる人生の運命であることを反省しなければなるまい、又鐵道軌道の設備が不完全であるが爲に、自動車が有利の地位を占むるに至つたものもあるであらう、若し此の如き原因に依るものであれば、寧ろ他人の自動車營業を呪ふより己を改良して自動車に對抗すれば可いのでは無からうか、或は又賃金問題から起つた結果とすれば、大體に於て自動車賃金は鐵道軌道の賃金よりは高いのであるから自然自動車營業を廢止するに至るであらうから、餘り競争者として恐るるに足らないのである。

要するに此問題は最近の交通界に於ける重大問題であるが、自動車は自動車、鐵道は鐵道として各特長を有して居るのであるから、互に之を敵視するやうなことなく、作業分配の方法に依つて兩者共同作業を爲すか、又は經濟合同の方法に依つて相提携して各自の發達に盡すのが交通政策上最も策の得たものである、併しながら、かくの如き共同經營を強制するといふことは私人の權利に干渉するものであるから、立法行爲に依らなければならぬ、立法行爲によつてかくの如き強制的のことを規定することの可否については、又別に深く考究を要する問題であるが、假令之を可なりとするも其立法には相當の時日を要するから差し迫つた現在の急に應ずることは出来ない、故に現在に於ては鐵道軌道業者と自動車營業との合意妥協の方法に依つて此理想に進むより外途がないものと考へるのである、鐵道業者又は軌道經營者が自動車の發達を呪ふ如きは鐵道又は軌道と云ふ小さな範圍に立脚して利害得失を考慮するに止り國家の一般交通の大局に着眼せざる誤に座して居るのである、極論すれば假令政府が補助して居る鐵道でも自動車交通が一般社會にとつて利益多き場合に於ては、其の鐵道が倒れても尙自動車の發達を希望しなければなるまい、余は鐵道同志會の諸氏が其の陳情の決議を撤廢して交通の大局に目を注がむことを希望すると共に、此陳情を受け取つた内務省が如何なる方針を採るかば極めて興味ある問題であると思ふ。